一般競争入札公告
県南家畜診療所　漏水修繕工事

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１１月９日

秋田県農業共済組合
組合長理事　齋藤　実

１．競争入札に付する事項

（１）改修する箇所及び改修内容

秋田県農業共済組合　県南家畜診療所

漏水修繕工事（屋根・外壁・薬品室・事務室・トイレ）

施工の詳細については本組合県南家畜診療所へ来所し、物件を確認した上で設計すること。

（２）完工期限

令和８年１２月１８日(金)

（３）施工場所

大仙市神宮寺字上高野 24-2
秋田県農業共済組合　県南家畜診療所

（４）入札方法

紙入札方式により実施し、入札金額は総価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

入札に参加する資格を有する者は､次の全ての要件を満たしている者とする。

①当該契約を締結する能力を有していること。

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

③自らが、若しくは自社の代表者、役員又は役員に準ずる者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力でないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと）

３．個別説明会及び現地確認の実施

（１）実施期限

説明会及び現地確認は入札希望者毎に個別で行うものとし、実施期限を**令和８年１１月１３日(金)**までとする。

ただし、実施希望日については、事前に下記連絡先へ電話で予約を行い、日程調整した上で決定する。

（２）説明会実施場所　秋田市中通三丁目４番50号
秋田県農業共済組合　本所　総務課

現地確認場所　大仙市神宮寺字上高野24-2
秋田県農業共済組合　県南家畜診療所

（３）連絡先

秋田県農業共済組合　本所　総務課（担当：田口）　℡018(884)5222

４．入札参加資格の確認

入札参加者は、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていないことを証明する「契約に係る指名停止等に関する申立書」を入札書とともに本組合宛て提出すること。

なお、入札参加資格の確認は、開札後に、原則として落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

５．入札書及び提案書等の提出

（１）提出期限

令和８年１１月１９日(木)　正午

ただし、入札書の提出に伴い、施工内容等について記載した提案書も併せて提出すること。

（２）提出場所　〒010-0001　秋田市中通三丁目４番50号
秋田県農業共済組合　本所　総務課

（３）提出方法

入札書は、上記日時及び場所まで、原則として郵送（書留郵便又は特定記録郵便に限る）により提出すること。

この場合、入札書は封筒に入れ封印し、表面上段に「入札書在中」、中段に「県南家畜診療所漏水修繕工事に係る入札書について」、下段に「所在地、名称、代表者」を記載し、印を指定された箇所へ押印すること。

（４）その他

①入札執行回数は１回とする。

②開札の結果、入札参加者が１者であった場合でも入札を執行する。

６．入札参加の辞退

入札書を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、その旨を本組合宛て書面により速やかに通知しなければならない。

７．入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札参加資格がないことが確認された者が行った入札

（２）開札日から落札決定の日までの間において、本公告２．競争参加資格に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札

（３）同一の入札について２以上の入札を行った者の入札

（４）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（５）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は入札金額を訂正した入札

（６）記名押印を欠く入札

（７）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

８．落札者の決定方法

（１）予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が２者以上であるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（２）（１）の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

①落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

②落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき

（３）（２）によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は（１）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（２）の確認等を行うものとする。

（４）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

９．落札結果

結果詳細については開札後、書面通知する。

10．入札保証金及び契約保証金

免除する。

11. その他

（１）入札に関する予定価格については事前公表しない。
（２）入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。
（３）履行期限は事情により変更することがある。
（４）落札決定から契約締結までの間において、落札者が本公告２に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。